世界遺産登録推薦書原案(概要版) 「(仮)百舌鳥・古市古墳群―倭王家の墓群― |

推薦書案の概要

- 1 資産の名称:(仮)百舌鳥・古市古墳群-倭王家の墓群-
- 2 資産の内容:60基(百舌鳥28基, 古市32基)(図1)
- 3 推薦のコンセプトと構成資産
- ・巨大前方後円墳が交互に築造されることから、百舌鳥と古市は一体の 古墳群である。
- 前方後円墳は倭独自のものであり、埴輪を並べ、周濠が囲むと共に埋 葬施設を納める円斤部と祭祀の場である方斤部が一体となった独特 の形状であり、それが最も巨大化するのが百舌鳥・古市古墳群である。
- ・百舌鳥・古市古墳群は、巨大前方後円墳と陪塚のあり方から、6代から 7代にわたる倭の王家と親族、家臣たちの墓の集合である。(図2・3)
- 4 登録の価値証明
- ①適合する評価基準と証明
- ii 倭の五王に代表される、東アジア社会の交流を現す端的な物証
- iii 前方後円墳を通じて共通のイデオロギーを持ち、墓の規模や形態 により社会的地位を示す仕組みが作られている。百舌鳥・古市古 る稀有な物証
- iv 倭独自に生み出された形状や外観を持つ前方後円墳が数多く存在 し、かつ巨大。規模や形状の多様な古墳が同時に群在しており、 世界各地の古代の王墓群の中でも顕著な典型例
- ②完全性と真正性

大小の規模の前方後円墳、帆立貝形墳、円墳、方墳が6~7代の王 墓とともに存在し、王家の墓群を構成する要素が整っており、価値を 証明できる完全性と真正性は保たれている。

③類似資産の比較分析

主に東アジアの類似資産と比較分析

包括的保存管理計画の概要

1 基本方針

百舌鳥・古市古墳群が集合体として有する顕著な普遍的価値を守るため、 価値の共通認識に基づく保存管理を持続して行う。資産を確実に保存する ために、周辺環境についても十分な保全を行う。

2 構成資産の保存管理

資産の集合体として持つ顕著な普遍的価値を守る観点から実施する。 史跡については文化財保護法、陵墓については宮内庁による保存管理 を尊重する。

3 周辺環境を含めた一体的保全(図4)

資産の価値を示す重要な視点場からの展望、地形・地物に基づき、資 産の普遍的価値を守るために適切な範囲を緩衝地帯とする。

4 整備、公開、活用

資産の顕著な普遍的価値を保存・継承するために適切な整備を行う。

5 モニタリング

資産及び周辺の保存への影響を把握するために経過観察を行い、資産 に対して負の影響が確認された場合、除去もしくは軽減の対策をとる。

6 アクションプラン

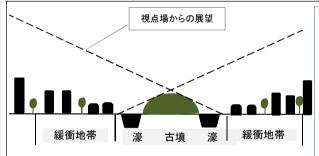
資産と周辺環境の持続的な保護管理と保全のため、地域住民との連携・ 協同を含め、将来にわたって実施すべき資産の保存管理・整備活用に関 する具体的な行動計画を策定する。



図1 百舌鳥・古市古墳群の構成資産



図2 主な構成資産と干募



緩衝地帯の考え方

- 〇目的 ・資産の顕著な普遍的価
- 値を守る。 ・視点場から古墳を見て、 墳丘の背景に障害物が 見えない景観形成 ○検討中の手法
- 建物の高度規制
- 景観条例 屋外広告物の規制



図4 緩衝地帯のあり方

図3仁徳天皇陵古墳と陪塚

登録に向けた工程



(参考)世界遺産の登録基準(世界遺産条約履行のための作業指針)

- (ji)建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での 価値観の交流を示すものである。
- (iii)現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物象として無二の存在(少なくとも稀有な存在)で
- (iv)歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。